

議案第13号

さぬき市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

さぬき市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営企業の管理者 2

(4) 前2号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第14号

さぬき市森林環境基金条例の制定について

さぬき市森林環境基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市森林環境基金条例

(設置)

第1条 さぬき市における森林整備及びその促進に必要な経費に充てるため、さぬき市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

さぬき市建設残土処分場基金条例の制定について

さぬき市建設残土処分場基金条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市建設残土処分場基金条例

(設置)

第1条 さぬき市建設残土処分場の円滑な運営及び適正な維持管理に必要な経費に充当するため、さぬき市建設残土処分場基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、さぬき市建設残土処分場事業特別会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、さぬき市建設残土処分場事業特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第16号

さぬき市コミュニティ放送条例及びさぬき市少年育成センター条例の一部改正について

さぬき市コミュニティ放送条例及びさぬき市少年育成センター条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市コミュニティ放送条例及びさぬき市少年育成センター条例の一部を
改正する条例

(さぬき市コミュニティ放送条例の一部改正)

第1条 さぬき市コミュニティ放送条例（平成26年さぬき市条例第1号）の一部
を次のように改正する。

第2条第2項の表さぬき市音声告知放送津田サブセンターの項を削り、同表に
次のように加える。

さぬき市音声告知放送寒川第2サブセ ンター	さぬき市寒川町石田東甲425番地
--------------------------	------------------

(さぬき市少年育成センター条例の一部改正)

第2条 さぬき市少年育成センター条例（平成15年さぬき市条例第3号）の一部
を次のように改正する。

第2条第2号中「さぬき市津田町津田138番地15」を「さぬき市寒川町石
田東甲425番地」に改める。

附 則

この条例は、令和2年3月23日から施行する。

議案第17号

さぬき市行政不服審査条例及びさぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

さぬき市行政不服審査条例及びさぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政不服審査条例及びさぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(さぬき市行政不服審査条例の一部改正)

第1条 さぬき市行政不服審査条例(平成28年さぬき市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

(さぬき市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 さぬき市固定資産評価審査委員会条例(平成14年さぬき市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第18号

さぬき市監査委員条例及びさぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

さぬき市監査委員条例及びさぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市監査委員条例及びさぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

(さぬき市監査委員条例の一部改正)

第1条 さぬき市監査委員条例（平成14年さぬき市条例第24号）の一部を次の
ように改正する。

第5条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に
改める。

(さぬき市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市病院事業の設置等に関する条例（平成14年さぬき市条例第19
4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に、「1
00万円以上である」を「100万円を超える」に改める。

第11条第2号中「100万円以上の」を「100万円を超える」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第19号

さぬき市企業立地促進条例の一部改正について

さぬき市企業立地促進条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市企業立地促進条例の一部を改正する条例

さぬき市企業立地促進条例（平成25年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

附 則

この条例は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第67号）の施行の日から施行する。

議案第20号

さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成14年さぬき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第21号

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項を削り、同表備考中「から10の項まで」を「及び9の項」に、「私立幼稚園」を「私立学校」に改める。

別表第3中3の項を削り、4の項を3の項とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

議案第 22 号

さぬき市公民館条例の一部改正について

さぬき市公民館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市公民館条例の一部を改正する条例

さぬき市公民館条例（平成14年さぬき市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1名称の項中「事業の主たる対象となる区域」を「対象区域」に改め、同表さぬき市津田公民館津田分館の項及びさぬき市寒川公民館の項を削る。

別表第2中2の表を削り、3の表を2の表とし、4の表から6の表までを1表ずつ繰り上げ、7の表を削り、8の表を6の表とし、9の表を7の表とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第23号

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市子ども医療費の支給に関する条例（平成25年さぬき市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「さぬき市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例」を「さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例」に改め、同項第3号中「さぬき市重度心身障害者等医療費の支給に関する条例」を「さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「医療保険各法」を「規則で定める医療保険各法（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）については、同法第25条において準用する国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第4章の規定を含む。以下「医療保険各法」という。）」に改め、同項を同条第3項とし、第5項を削り、同条第6項中「で、医療費から給付される療養費（高額療養費、付加給付金、その他の法令等の規定により公費負担金がある場合は、これらの額を加えた額）を控除した額」を「（食事療養及び生活療養に係るものを除く。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「に基づく病院、診療所、薬局及び」を「に規定する保険医療機関等及び指定訪問看護事業者のほか、」に改め、同項を同条第5項とする。

第3条中「による医療保険の被保険者等である子ども（以下「対象児」という。）」を「により医療に関する給付を受けることができる子ども」に改める。

第3条の2（見出しを含む。）中「受給資格証」を「受給資格者証」に改める。

第4条中「対象児であつて、」を削り、「受給資格証」を「受給資格者証」に、「もの」を「子ども」に、「疾病又は負傷について医療を受けたときは、受給資格者に対し、受給対象児に係る」を「保険医療機関等で医療を受けた場合に、当該受給対象児に係る受給資格者が負担した」に改め、「控除した額）」の次に「に相当する額」を加える。

第5条中「対象者の同意」を「受給資格者の同意」に、「対象者の課税」を「当該受給資格者の課税」に改め、同条第1号中「対象者に」を「受給対象児に係る」に改める。

第6条を次のように改める。

（支給の方法）

第6条 市長は、第4条に定める支給すべき額を、受給資格者に代わり、保険医療機関等に支払うものとする。ただし、受給対象児が香川県外の保険医療機関等において医療を受けた場合その他市長が定める場合は、規則で定めるところにより、受給資格者の申請に基づき、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社

会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する

（経過措置）

2 この条例による改正後のさぬき市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第24号

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部改正について

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3項を加える。

3 この条例において「保険給付」とは、規則で定める医療保険各法（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）については、同法第25条において準用する国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第4章の規定を含む。以下「医療保険各法」という。）に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

4 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（食事療養及び生活療養に係るものを除く。）をいう。

5 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に規定する保険医療機関等及び指定訪問看護事業者のほか、保険者が特に認めたものをいう。

第3条第1項中「規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）」を「医療保険各法」に改め、同条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第122号）第5条に規定する受給資格者

第3条第3項中「前項第3号及び第4号」を「前項第4号及び第5号」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（ひとり親家庭等医療費の支給）

第5条 市長は、受給資格者（前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた対象者をいう。以下同じ。）が保険医療機関等において医療を受けた場合に負担した一部負担金等（附加給付等があるときは、その額を控除した額）に相当する額をひとり親家庭等医療費として支給する。

（支給の方法）

第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、受給資格者に代わり、保険医療機関等に支払うものとする。ただし、受給資格者が香川県外の保険医療機関等において医療を受けた場合、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者医療の被保険者である場合その他市長が定める場合は、規則で定めるところにより、受給資格者の申請に基づき、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第4

5条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第 25 号

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3項を加える。

2 この条例において「保険給付」とは、規則で定める医療保険各法（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）については、同法第25条において準用する国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第4章の規定を含む。以下「医療保険各法」という。）に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

3 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額（食事療養及び生活療養に係るものを除く。）をいう。

4 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に規定する保険医療機関等及び指定訪問看護事業者のほか、保険者が特に認めたものをいう。

第3条第1項中「規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）」を「医療保険各法」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（重度心身障害者等医療費の支給）

第5条 市長は、受給資格者（前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた対象者をいう。以下同じ。）が保険医療機関等において医療を受けた場合に負担した一部負担金等（附加給付等があるときは、その額を控除した額）に相当する額を重度心身障害者等医療費として支給する。

（支給の方法）

第6条 市長は、前条に定める支給すべき額を、受給資格者に代わり、保険医療機関等に支払うものとする。ただし、受給資格者が香川県外の保険医療機関等において医療を受けた場合、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者医療の被保険者である場合その他市長が定める場合は、規則で定めるところにより、受給資格者の申請に基づき、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

第7条中「若しくは前条の申請をし、又は重度心身障害者等医療費の」を「の規定による交付申請をし、又は前条第1項ただし書の規定による支給申請をし、若しくは当該支給申請に係る」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第26号

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 27 号

さぬき市健康生きがい施設条例の一部改正について

さぬき市健康生きがい施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市健康生きがい施設条例の一部を改正する条例

さぬき市健康生きがい施設条例（平成22年さぬき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表プールの項中「600円」を「1,000円」に改め、同表附属設備及び機械器具の項中「別に」を「規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第28号

さぬき市営住宅条例の一部改正について

さぬき市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市営住宅条例の一部を改正する条例

さぬき市営住宅条例（平成14年さぬき市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、「、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業」を削る。

第11条第1項第3号中「風致上」を「風教上」に改め、同条第2項中「寡婦」の次に「若しくは寡夫」を加える。

第15条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める」を削り、同条第3項中「規定による請書に保証人」を「請書に同号の規定による連帯保証人」に改める。

第17条第1項中「しようとするとき」を「するとき」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第18条第1項中「第15条第1項第1号に規定する連帯保証人」を「第15条第1項第1号の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 連帯保証人が保証する極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）は、入居時（前条の規定により入居の承継をする場合は、その時）における家賃の12月分に相当する額とする。

第19条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第20条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第22条第2項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改める。

第23条第1項中「第15条第6項の入居指定日」を「、入居指定日」に、「指定した日」を「指定された日」に改める。

第25条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁償に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。

第27条第1項中「費用は」の次に「、入居者が負担するものとして市長が定める費用を除き」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「前項」に改める。

第28条第1号中「ただし書に規定する」を「の市長が定める」に改める。

第32条第2項中「規定する金額」の次に「又は令第10条の基準により定めた金額」を加える。

第34条第1項中「第19条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第36条第1項中「第19条第1項及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第38条第2項中「市営住宅に」を「公営住宅に」に改める。

第39条第1項中「第19条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第42条中「第19条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第43条中「第19条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第45条第3項中「支払い」を「支払」に、「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第56条第1項及び第57条中「第19条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条第5項、第25条、第27条及び第28条第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を入居日（入居の承継の場合は、その日。この項において同じ。）として指定した者又はその連帯保証人について適用し、施行日前の日を入居日として指定した者又はその連帯保証人

については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第45条第3項に規定する利率は、施行日以後に同条第1項第1号に該当することにより同項の請求を行う者について適用し、同日前に同項第1号に該当することにより同項の請求を行う者については、なお従前の例による。

議案第 29 号

大川広域行政組合が共同処理する事務の変更及び
大川広域行政組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係市と協議の上、大川広域行政組合が共同処理する事務を変更し、別紙のとおり大川広域行政組合同規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

大川広域行政組合同規約の一部を変更する規約

大川広域行政組合同規約（昭和45年香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、第9号及び第10号を削り、第11号を第7号とし、第12号から第18号までを4号ずつ繰り上げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 関係市に関する広域連携に関すること。

第11条から第13条までを削り、第14条を第11条とする。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

関係市の負担金の負担割合

区 分	割 合
第3条第1号の負担金	均等割 15%、人口割 35%、徴収実績割 50%
同条第2号から第4号まで及び第10号の負担金	均等割 15%、人口割 85%
同条第5号、第6号及び第12号から第14号までの負担金	均等割 15%、人口割 35%、地方交付税の消防費基準財政需要額割 50%
同条第7号の負担金	均等割 15%、調査実績割 85%
同条第8号の負担金	特別養護老人ホーム、訪問介護事業所、老人短期入所事業 均等割 15%、利用割 85%
	老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業 全額 さぬき市
同条第9号の負担金	均等割 15%、投入量割 85%
同条第11号の負担金	審査件数割 100%
その他組合の運営管理費	均等割 15%、人口割 85%

備考 人口割に用いる人口、徴収実績割又は調査実績割に用いる実績、地方交付税の消防費基準財政需要額割に用いる会計年度区分、利用割に用いる利用者数、

投入量割に用いる投入量及び審査件数割に用いる件数については、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

議案第30号

大川広域行政組合が共同処理する事務の変更に伴う 財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、関係市と協議の上、大川広域行政組合が共同処理する事務の変更に伴う財産処分を次のとおり定めることについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 大川ふるさと市町村圏基金の出資金等の処分

大川ふるさと市町村圏基金条例（平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第8号）第2条に規定する出資金等の総額10億円につき、関係市が大川広域行政組合同規約（昭和45年香川県知事許可）第11条第4項に定める割合に応じ負担した金額及び香川県が負担した金額と同額を、関係市及び香川県に返還する。

2 処分する財産に関する内容

団体名	出資金等の返還額
さぬき市	533,700,000円
東かがわ市	366,300,000円
香川県	100,000,000円
合計	1,000,000,000円

3 処分年月日

令和2年6月1日

議案第 31 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

総合整備計画書（第1次変更）

香川県 さぬき市 多和辺地
 (辺地の人口 442人 面積 13.86k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
- (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
- (3) 辺地度数 182点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

市道については、法面及び道路に亀裂やズレが生じていることから、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

3 公共的施設の整備計画

平成31年度から令和3年度まで 3年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	92,000	65,100	26,900	26,900
市道助光支線道路 改良事業	さぬき市	8,300	0	8,300	8,300
合計		100,300	65,100	35,200	35,200

当初計画策定 平成31年3月18日

変更計画策定 令和2年3月 日